

(そ-3) 平瀬浄水場返送ポンプ流量計ほか更新工事

特記仕様書

令和5年度

甲府市上下水道局

## 目 次

第1章 総 則		
第1節 一般事項	-----	1
第2章 特記仕様		
第1節 概要	-----	5
第2節 設備構成	-----	5
第3節 機器仕様	-----	5
第3章 工事仕様		
第1節 工事範囲	-----	6
第4章 試験及び検査		
第1節 一般事項	-----	7
第2節 機器の試験	-----	7

## 第1章 総 則

### 第1節 一般事項

#### 1 概 要

本仕様書は、(そ-3)平瀬浄水場返送ポンプ流量計ほか更新工事に適用するものである。  
本特記仕様書に特に定めない事項については国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書(最新版)」、「機械設備工事共通仕様書(最新版)」及び、日本下水道事業団「電気設備工事一般仕様書(最新版)」、「機械設備工事一般仕様書(最新版)」並びに甲府市上下水道局職員「以下監督員と記す」と協議の上、その指示によるものとする。

#### 2 完成期限

完成期限は工事着工日より210日間とする。

#### 3 法令等の遵守

(1) 本工事の施工にあたり、請負者は関係法規及び、条例、規程等関係諸法令規を遵守しなければならない。

(2) 下請施工体系図の作成及び提出

「甲府市暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、受注者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、末端の下請負者まで反映させた「下請負施工体系図」を作成し、遺漏・誤謬が無いよう記載内容を十分確認の上、延滞なく監督員へ提出するものとする。

なお、提出は打合せ簿によるものとする。ただし、メールによる提出も可能のものとし、この場合は、後日、打合せ簿を提出する。

#### 4 疑義の解釈

(1) 本特記仕様書及び設計図書に疑義を生じた場合は、監督員と協議の上、施工するものとする。

(2) 仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、また内容に相互符号しない事項があるときは、双方協議のうえ定めるものとする。

#### 5 官公庁等への手続き

本工事において監督官庁その他への手続きを必要とする場合は請負者がこれに要する申請書、届出書等を作成し、手続きの一切を代行するものとする。尚、これらに要する費用はすべて請負者の負担とする。

#### 6 施工について

(1) 本特記仕様書及び添付図面に明記してないものでも、本工事の目的並びに工事施工上当然必要なものは監督員と協議のうえ、請負者の負担で設備又は施工しなければならない。

(2) 資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が施工しなければならない。

(3) 請負者は工事の施工にあたっては、常に細心の注意を払い、労働安全法を遵守し、公衆及び作業員の安全を図らなければならない。又、浄水処理施設であるので、特に衛生管理には充分注意にすること。

(4) 重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ保安に必要な措置、緊急時の応急措置及び連絡方法等について監督員と協議し遵守しなければならない。

(5) 工事場所が隣接又は同一場所において施工する別途工事と競合する場合は、相互に協議、協力して処理しなければならない。

(6) 施工においては、事前に施工計画書、材料承諾申請書類、施工図等を監督員に提出し、その承諾を得てから施工するものとする。

#### 7 公害の防止及び施設の保全

請負者は工事施工にあたって、付近の居住者に迷惑がかからぬよう公害の防止に努めなければならない。又、建造物を汚染し、もしくはこれらに損害を与えたときは、請負者の責任で復旧しなければならない。

#### 8 特許権等の使用

本工事の施工にあたり、特許権その他第三者の権利の対象となっている機器等を使用するときは、請負者はその使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- 9 現場代理人及び主任技術者  
(1) 請負者は、必要に応じ現場代理人及び工事現場における施工上の技術管理をつかさどる主任技術者を選任し、契約締結後速やかに定められた書面により本局に提出しなければならない。  
ただし、現場代理人と主任技術者とは、これを兼ねることができる。  
(2) 請負者又は現場代理人は、工事現場に常駐し、工事に関する一切の事項を処理しなければならない。  
(3) 現場代理人、主任技術者、使用人、労務者又は下請負者のうち、工事施工又は管理につき著しく不相当と認められる者がある場合、請負者に対し、局は事由を示しその交替を求めることができる。
- 10 委任又は下請負  
請負者は、工事の一部を第三者に委託し、また請負わせようとするときは、あらかじめ書面により本局に提出しなければならない。
- 11 費用の負担  
材料及び工事の検査並びに、施工に伴う調査、試験諸手続等に必要な費用は、請負者の負担とする。
- 12 契約の変更  
本工事は、原則的に変更は行わないものとするが、監督員が必要と認めた場合に契約の変更を行うものとする。
- 13 賠償の義務  
請負者は、工事施工の際、発注者又は第三者に損害を与えたときは、発注者の指示する方法で速やかにその責を追わなければならない。ただし、天災その他通常請負者のみの責と考えられない場合は、別途協議するものとする。
- 14 試験  
各種試験は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書（最新版）」、「機械設備工事共通仕様書（最新版）」並びにその他関係規定により実施し、これに合格後動作試験を行うものとする。尚、事前に試験内容の説明及び手順書を作成し、監督員の承諾を得てから行うものとする。
- 15 検査  
(1) 請負者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに書面により通知し発注者の検査を受けなければならない。  
①工事が完成した場合（竣工検査）  
②工事の施工中でなければ、その検査が不可能な場合、又は著しく困難な場合（中間検査・確認検査）  
③部分払いを必要とする場合（出来高検査）  
④工事の手直しが完了した場合（手直し検査）  
⑤その他必要がある場合  
(2) 工事完了後、竣工検査及び試運転を行い、これに合格したとき工事竣工とする。  
(3) 検査にては、本局工事検査関係例規によるものとする。
- 16 事前調査  
請負者は工事着手に先立ち、現地の状況、関連工事、その他についての綿密な調査を行い、十分状況把握の上、工事を施工しなければならない。
- 17 工事着手  
請負者は、契約締結後速やかに監督員と工事について打合せを行い、本特記仕様書及び添付図書類に基づき、工程表及び施工計画書並びに承諾図書類を作成し、本局の承諾を得ること。この承諾を得た後でなければ工事に着手してはならない。  
又、打合せ事項についてはその都度、議事録を監督員に提出する。尚、本工事に使用する機器類について請負者固有の設計による製品で本特記仕様書及び添付図書類と異なる場合は、事前に理由を申し出て、本局の承諾を得なければならない。

- 18 工事対象物の管理義務  
工事が完成し、引き渡し完了までの工事対象物の保管責任者は請負者とする。
- 19 工事終了後の処理  
工事が終了したとき、請負者は速やかに不要材料及び仮設物を処分もしくは撤去し、清掃しなければならない。
- 20 保証期間  
本工事の保証期間は、受け渡し完了後 1年とする。  
万一、保証期間中に請負者の責任に帰すべき原因による故障等が発生した場合は、請負者の責任において本局が指定する期間内に修理、改造又は新品と交換を行うものとする。尚、本局運転担当者に設備の運転操作、維持管理その他について充分なる指導を行うものとする。詳細については別途協議する。
- 21 提出図書類  
本工事において請負者は次の書類を提出すること。
- (1) 承諾図書類  
部数 2部  
本工事における機器製作等については、契約締結後速やかに主任技術者等担当技術員を本局に派遣し、本特記仕様書及び設計図書類に基づき、設計、製作、施工等に関し詳細に打合せを行い、その結果をまとめて承諾図として提出し、本局の承諾を得ることとする。  
承諾図書類は次のとおりとする。
- ①各機器図
  - ②各機器類間の接続図書類
  - ③機器配置、据付図書類
  - ④工事施工計画書
  - ⑤工事施工図書類
  - ⑥その他関係図書類
  - ⑦監督員が指示する図書類
- (2) 完成図書類  
竣工検査用 1部  
黒表紙 金文字仕様 1部  
電子版 1部
- (3) 工事写真  
部数 1部  
工事写真の取扱について
- ・電子媒体により納品すること。
  - ・納品時には、正副1部ずつを納品すること。
  - ・使用する媒体は、CD-Rとする。ただし、やむを得ない理由がある場合に限り、DVD-Rの使用も可とする。
  - ・電子媒体に対して必ずウイルスチェックを行うこと。  
(ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、最新のウイルスも検出できるように最新のデータに更新したものを利用すること。)
  - ・電子媒体には以下の情報を明記すること。
- ① 工事名称
  - ② 工事場所
  - ③ 契約番号
  - ④ 発注者担当部署名称
  - ⑤ 請負者名称
  - ⑥ 作成年月
  - ⑦ 何枚目／総枚数
  - ⑧ ウイルスチェックに関する情報

⑨ CD-Rフォーマット形式

⑩ 電子媒体の内容の原本性を証明するために、直接署名又は捺印を行う。

- 電子納品される写真データは、PDF形式で編集したもので、従来の印刷物写真と同様な確認ができるものとする。
- 写真データは、工種種別、撮影項目毎に分類し、工事の進捗に合わせて編集し、容易に確認できるファイル名・フォルダ名を付して整理すること。
- 工事写真の検査は、電子データで検査することを原則とするが、印刷物または電子データと併用で検査することも可能とし、その範囲は受発注者との協議による。
- 検査に使用する機器の準備と操作は、受注者が行うことを原則とする。
- やむを得ない理由により、電子納品できない場合は、受発注者との協議により、従来の印刷物による納品も可とする。
- ここに定めなきことは、受発注者との協議により決定する。

## 第2章 特記仕様

### 第1節 概要

本工事は、平瀬浄水場に設置されている、返送ポンプ流量計(口径300mm)を更新する工事である。尚、流量計設置に伴い、流量計室ピットを築造する。また、完全週休2日制を確保するモデル工事である。

### 第2節 設備構成

#### 1 今回設備

(1) 返送ポンプ流量計	1組
(2) 返送ポンプ流量計変換器盤	1面
(3) 返送ポンプ流量計室	1式
(4) 電線管配線	1式

#### 2 撤去設備

(1) 返送ポンプ流量計変換器盤	1面
(2) 電線管配線	1式

### 第3節 機器仕様

#### 1 返送ポンプ流量計(超音波式) 1組

##### 検出器

出力形式	4~20mA DC
取付方法	V法(反射法)/付属品にて取付
取付箇所	ピット内
構造	耐じん/耐水型
材質	SUS304相当

##### 変換器

測定方式	超音波パルス伝搬時間差方式(1測線)
測定精度	RD±1%以内
測定流体(種類)	上水
測定流体(温度)	0~65℃
取付管口径	φ300
測定範囲	0m/s~1200 m <sup>3</sup> /h
管種	ダクタイル鋳鉄(D. I. P.)
供給電圧	100~120V AC
周囲条件	使用温度範囲-10~40℃
アレスタ	耐雷機能を有すること
取付箇所	屋外自立盤内
表示機能	LCD表示器 バックライト付き
出力信号	4~20mA DC
構造	耐じん/耐水型
材質	SUS304相当
各種機能	自己診断、上下限警報、受波異常、ゼロ補正、スパン補正
付属ケーブル(検出器~変換器)	5.0m

その他	必要なもの	1式
2 返送ポンプ流量計変換器盤		1面
型式	ステンレス製屋外自立型	
外形寸法	700(W)×1400(H)×350(D)mm t=2.0mm 相当	
	ステンレス製チャンネルベース	
塗装仕様	ウレタン系焼付け塗装	
外部・内部	マンセル5Y7/1	
電源	単相2線 AC100V 50Hz	
内部機器構成	配線用遮断器 2P 30A 電源用避雷器 信号用避雷器 盤内照明・ドアスイッチ付き 盤内ヒータ・サーモスタット 排気ファン・サーモスタット 保守用コンセント 高角度指示計 監視窓枠 強化ガラス 流量計変換器(260(W)×360(H)×155(D)mm)相当	
取付箇所	屋外	
その他	必要なもの	1式
3 返送ポンプ流量計室(RC造)		1式
寸法	2,350(H)mm×2,300(W)mm×2,300(L)mm	
ピット蓋	950×950×50mm t=6mm (SUS304相当) 回転式取手付 300×140mm	
ステップ	300×100×20mm 相当@300mm	
配管架台	350×350×350mm(RC造)	
その他	必要なもの	1式

### 第3章 工事仕様

#### 第1節 工事範囲

- 1 返送ポンプ流量計の製作及び据付工事
- 2 上記に伴う配線・電線管工事及び試験調整
- 3 返送ポンプ流量計変換器盤(変換器内蔵)の製作及び据付工事
- 4 返送ポンプ流量計変換器盤(変換器内蔵)の撤去工事
- 5 返送ポンプ流量計室の築造
- 6 既設配線・電線管撤去工事
- 7 撤去品の産廃処理

- 8 電線管路及び流量計室築造に伴う土木工事(アスファルト舗装含む)
- 9 その他上記に伴う諸工事

## 第4章 試験及び検査

### 第1節 一般事項

#### 1 製品試験(工場検査試験)

機器の製作完了後、一般仕様書、特記仕様書、設計図書及び承諾図に基づき、下記試験及び検査を行うこと。ただしJ I S等に定められた試験法のあるものはそれに従うこと。

- (1) 形状寸法検査(製作材料、加工及び組立の精度等)
- (2) 性能試験
- (3) 動作試験
- (4) その他監督員が必要と認めた試験

#### 2 現場試験

機器材料の据付及び配線工事完了後、下記の現場試験を行うこと。

- (1) 導通試験
- (2) 絶縁抵抗試験
- (3) その他監督員が必要と認めた試験

#### 3 雑 則

- (1) 上記の各試験及び検査の結果、不良箇所があれば指定の期間内に手直しを行い、手直し完了後監督員立会のもとに再試験を行うこと。
- (2) 各試験は、技術基準及びその他の関係法規に基づき行うこと。
- (3) 立会試験については、事前に検査依頼書を係員に提出し、承諾を受けること。
- (4) 立会時の各試験報告書を2部監督員に提出すること。

### 第2節 機器の試験

試験及び検査は、一般仕様書、特記仕様書、設計図書及び承諾図に基づき、下記要領で行うこと。

- (1) 構造点検
- (2) 回路試験
- (3) その他監督員が必要と認めた試験

## ◆完全週休 2 日制を確保するモデル工事に関する特記仕様

本工事は、発注者が指定する「完全週休 2 日制を確保するモデル工事」(発注者指定型)であり、実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、別に定める『週休 2 日制を確保するモデル工事 試行要領』(以下、「試行要領」という。)に基づき実施するものとする。なお経費の補正は 4 週 8 休以上を達成の前提として実施するものである。

### 1. 受注者の取組内容

- ① 受注者は、現場施工に着手した日から現場が完了する日までの間、受注者の技術者等及び下請企業を含む工事現場の労働者を週に 2 日間、一斉に休日とすることに努めるとともに、労働環境にも配慮する。
- ② 受注者は、前項で定めた休日において、工事現場を閉所とし、予め現場閉所計画書(以下、「計画書」という。)を施工計画書に含めて提出し、監督員の確認を受けること。  
なお、この現場閉所日は、原則として土曜日及び日曜日とするが、受注者の意向により別の日に定めることもできる。
- ③ 受注者は、前項で定めた計画書に対する毎月の現場閉所実績書を翌月 7 日以内(土、日、祝日を除く。)に工事打合せ簿にて監督員に報告する。
- ④ 受注者は、施工計画書作成時に工期内に工事を完成させることができないと判断した場合は、「甲府市工事請負契約約款」第 21 条の規定による工期の延長申請を請求することができる。  
また、発注者は受注者から工期の延長申請があった場合は、「甲府市変更設計基準」に基づき、適切に対応する。
- ⑤ 受注者は、対象期間中、作業状況や天候等で現場閉所日を変更する場合は、振替休日等を設定し、事前に工事打合せ簿にて提出すること。
- ⑥ 受注者は、①の取り組みを行った場合は、現場閉所実績集計表を工事打合せ簿にて提出し、監督員の確認を受けるものとする。
- ⑦ 受注者は、下請け企業に対し、モデル工事の取り組みにあたり、必要な事項について協力を依頼する。

### 2. 周辺住民への周知

受注者は、工事現場の公衆に見やすいところに、「完全週休 2 日制モデル工事」であることを記載した掲示をすること。

### 3. アンケートの実施

モデル工事の検証を行うため、受注者(下請業者を含む)は、目的物を引き渡すまでに別に定めるアンケートに記入し、工事打合せ簿にて提出すること。

### 4. その他

本市要所に定めのない事項については、監督員と協議の上、決定するものとする。

以上